

第16回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年8月31日（水）
開 会 午後2時
閉 会 午後3時45分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地証明願出について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地使用貸借権解約について
(4) 非農地証明願出について
5. 出席委員 (24人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男
 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
欠席委員 9番 大内 繁徳
推進委員 1番 大内 伸一 3番 長田 幸夫 5番 齋 重昭
 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一
 9番 櫻井 勉 11番 西山 剛 12番 松浦 崇
 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 2番 山路 康則 4番 菅野 弘一 10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第16回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第16回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名、計24名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 入間川 昭一 委員 7番 入間川 康弘 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐伯美和代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

第3班代表委員の佐伯美和です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年8月31日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字長前西7番2の一部、地目は登記・現況共に畑、登記面積1,566㎡のうち613.38㎡です。転用目的は、仮設道路、資材置場（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は賃借権設定で、許可日より1年間、賃料は月額25,000円、水路整備工事に伴う仮設道路・資材置場築造のためです。

番号2から番号6まで、関連がありますので続けて説明します。

番号2、大字・字・地番は、下増田字耕谷409番1の一部、地目は登記・現況共に畑で、登記面積603㎡のうち86.13㎡です。転用目的は、仮設道路、資材置場（一時転用）、貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より1年間、賃料は月額70,000円、賃料には宅地584.35㎡を含みます。水路整備工事に伴う仮設道路と資材置場築造のためです。

番号3、大字・字・地番は、下増田字耕谷12番の一部、地目は登記・現況共に畑、登記面積243㎡のうち61.84㎡です。転用目的は、仮設道路、資材置場（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より1年間、賃料は月額35,000円、賃料には宅地235.18㎡を含みます。水路整備工事に伴う仮設道路・資材置場築造のためです。

番号4、大字・字・地番は下増田字耕谷8番の一部、地目は登記・現況共に畑、登記面積686㎡のうち177.25㎡です。転用目的は、仮設道路、資材置場（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より1年間、賃料は月額20,000円、水路整備工事に伴う仮設道路・資材置場築造のためです。

番号5、大字・字・地番は下増田字土手西2番1の一部、地目は登記・現況共に畑、登記面積2,147㎡のうち449.07㎡、下増田字耕谷4番の一部、地目は登記田、現況畑、登記面積246㎡のうち27.82㎡、合計476.89㎡です。転用目的は、仮設道路、資材置場（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より1年間、賃料は月額25,000円、水路整備工事に伴う仮設道路・資材置場築造のためです。

番号6、大字・字・地番は下増田字中江西2番1の一部、地目は登記・現況共に畑、登記面積247㎡のうち99.71㎡です。転用目的は、仮設道路、資材置場（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より1年間、賃料は月額15,000円、賃料には宅地90.78㎡を含みます。水路整備工事に伴う仮設道路・資材置場築造のためです。

位置図・公図につきましては、総会資料の3ページから4ページ、農地転用許可基準及び審査内容については、担任委員会資料の1ページから12ページ及び補足資料として配布しているA3版の仮設計画平面図をご覧ください。申請地は、仙台東部道路名取中央スマートインターチェンジ東側出口の北東側から東側にかけて点在しています。古い土側溝の整備の要望が地元からあり、名取市が発注した水路整備工事に伴う仮設道路

と資材置場としての一時転用の申請になります。

議案第1号1番から6番につきましては、8月25日の担任委員会で現地調査を行い、貸付人及び借受人の代理人から実情を聴取したところ、工事中は土木シートに敷砂利を敷いて使用し、工事後には現状復旧させるとのことでした。よって、農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、公共事業による必要最小限の面積の一時的な転用であり、雨水の流出等周辺農地への影響はないものと思われますので、転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第1号1番から6番につきましては、8月25日に担任委員会の現地調査に同行し、実情を聴取いたしました。

いずれも、名取市が発注している工事請負業者による一部転用申請で、工事期間のみの一時転用であり、土木シートに敷砂利を敷いて使用するため雨水の流出等、周辺農地への影響はないと思われますので、許可について問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ 5番（入間川昭一委員）

この工事は名取市発注との説明ですが、土地改良区に関わる工事になりますか。

○ 事務局（成田局長補佐）

この工事は市の土木課が発注した工事です。土木課と土地改良区が調整をしていると聞いております。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はありませんか

○ 1番（相澤喜美委員）

取下げと賃料の変更があった件について、経過をご説明願います。

○ 事務局（成田局長補佐）

7番の取下げについては、貸付人が贈与税納税猶予を受けており、納税猶予に影響があることから、取下げとなりました。

賃料の変更については、当初計画時点において工期が未定であり、その後地権者と施工業者との間で協議を行い、この金額で合意したと聞いております。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はありませんか

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、佐伯美和代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年8月31日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島笠島字一本木254番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は224㎡、愛島笠島字一本木255番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は212㎡、愛島笠島字一本木256番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は13㎡、愛島笠島字向田135番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は2,000㎡、合計で2,449㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は186a、世帯員2人、労力人4人です。備考として売買、10aあたり204,164円、総額で500,000円です。

位置図・公図は、総会資料の8ページと9ページ、農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料15ページをご覧ください。申請地は、県道愛島名取線と主要地方道仙台岩沼線が交わる十字路の北東側と南東側に位置する田です。譲渡人は相続により農地を所有しましたが、農業経験もなく、耕作できないことから、以前からこれらの田を耕作していた譲受人に売り渡すことになったそうです。

続きまして番号2、大字・字・地番は、下増田字北原東240番、地目は登記・現況共に畑、登記面積2,975㎡、権利種別は賃貸借、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。借受人の経営面積は、315a、労力人2人です。備考として賃借権設定で、令和4年9月1日より10年間です。借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済です。10aあたり20,181円、年額で60,040円です。

番号3から番号5まで関連しますので、続けて説明します。

番号3、大字・字・地番は、下増田字北原東274番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は988㎡。権利種別は賃貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。借受人の経営面積は315a、労力人2人です。備考として賃

借権設定で、令和4年9月1日より10年間。借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済です。10a当り20,181円、年額で19,939円です。

番号4、大字・字・地番は、下増田字北原東275番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,002㎡、権利種別は賃貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。借受人の経営面積は315a、労力人2人です。備考として賃貸借権設定で、令和4年9月1日より10年間。借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済です。10aあたり20,181円、年額20,222円です。

番号5、大字・字・地番は、下増田字北原東303番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,008㎡。権利種別は賃貸借、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。借受人の経営面積は315a、労力人2人です。備考として賃貸借権設定で、令和4年9月1日より10年間。借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済です。10a当り20,181円、年額で20,343円です。

位置図・公図は、総会資料の10ページ、農地法第3条の判断基準及び営農計画書等につきましては、担任委員会資料の15ページから20ページをご覧ください。申請地は、仙台空港滑走路北東側、貞山堀北釜大橋の近くに位置します。借受人は、一般法人で農園利用方式による農業経営です。具体的には、借受人が所有者から賃借した農地を整備し、全体の管理や農業経営、農業指導を行います。その農園を借受人と利用契約を結んだ一般企業が利用し、その一般企業が雇用した障がい者等を農園での農作業に従事させます。借受人の農業における収入は、収穫した農作物の販売収入と、一般企業からの利用料となります。この形態について、事前に借受人が農林水産省農村振興局へ農地法等に抵触しないかを確認しており、担任委員会資料の18ページにあるように、この方法であれば、農地法等農地法令には反しないという回答をいただいております。実績としては、2018年から埼玉県飯能市、2021年から神奈川県愛川町において、すでに実施しているとのことです。借受人は、許可後に担任委員会資料17ページのスケジュールにて、農地にパイプハウス14棟を整備し、プランターを使用した高設栽培で、ベビーリーフを周年栽培し、販路は既存取引先を通じ、新規開拓してレストランやスーパーに販売していく計画です。なお、本件に関しては、総会資料11ページのとおり、名取市長から特に意見はない旨の回答を受けています。

続きまして、番号6、大字・字・地番は、愛島北目字神子ノ入4番、地目は登記・現況共に畑、登記面積336㎡、権利種別は贈与です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は237a、世帯員4人、労力人4人、備考として、贈与。親族以外の者への贈与です。

位置図・公図は、総会資料の12ページ、農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料15ページをご覧ください。申請地は、主要地方道仙台岩沼線の西側の山際に位置する畑で、愛島北目の福寿院というお寺の約500m南の山の中にあります。譲渡人と譲受人の親の代のときに、譲渡人の父が作業場を建てる際、譲受人の土地を借りて建て、

お互いの自宅近くに所有していた土地を交換し、耕作していましたが、申請地の交換手続きをしていなかったことが相続を機に判明したため、今回改めて手続きを行うことになったものです。

議案第2号1番から6番につきまして、8月25日の担任委員会で現地調査を行いました。1番については、譲受人本人から実情聴取しました。

議案第2号2番、3番、5番の共有者1名については貸付人本人から、4番、5番の共有者1名、借受人については代理人から実情を聴取しました。

議案第2号6番につきましては、譲渡人本人と譲受人本人、及び両者の関係者として土地家屋調査士事務所員より、実情を聴取しました。また、2番から5番については、農地法第3条第2項第2号に該当しますが、解除条件付き賃貸借契約が締結済で、同法第3項の各号を満たしており、同法第4項に基づき、市長へ通知しましたところ、当該農地の利用は確保できるものと判断され、特に意見はなされませんでした。以上のことから、担任委員会資料15ページの農地法第3条の判断基準でお示しのとおり、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第2号1番から6番につきましては、8月25日の担任委員会の現地調査に同行し、実情を聴取いたしました。1番は近隣の就農者への売買であり、6番は親の代における農地交換時に一方の交換手続きがなされなかったことによる贈与で、双方合意が得られていることから、問題ないものと考えます。

2番から5番については、農園利用方式による新たな営農形態による、賃借権設定です。審査の結果、農地法第3条の判断基準でお示しのとおり、農地法第3条第2項第2号に該当しますが、解除条件付き賃借権設定で同法第3項の各号を満たしており、同法第4項に基づき許可申請について市長へ通知しましたが、当該農地の利用は確保できるものと判断され、特に意見はなされませんでした。以上のことから、許可要件を満たしているものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明・意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 1番（相澤喜美委員）

2番から5番について経営面積315a、労力人2人とありますが、詳しい届出の内容を教えてください。

○ 事務局（黒澤主幹）

経営面積については、埼玉県熊谷市で11,100㎡、神奈川県愛川町で17,975㎡、埼玉県飯能市で2,426㎡を借り入れて耕作しており、合わせて315aとな

っております。労力人2人については、業務執行役員2名を記載しておりますが、今後、常時雇用として5人、臨時雇用として15人を雇用する予定だと聞いております。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はありませんか。

○ 14番（引地長一職務代理）

営農計画書には、機械・農機具の記載がありませんが、パイプハウスの中で栽培する作物を教えてください。

○ 事務局（黒澤主幹）

パイプハウスの中では、プランターを使用した高設栽培による養液栽培で、ベビーリーフを栽培する予定です。そのため特に機械等は使用しないとのことでした。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はありませんか

○ 8番（渡邊正明委員）

3班の担任委員として補足説明します。担任委員会時において、借受人の代理人から最終的には障がい者を90人ほど雇用する予定であるとの説明を聞いております。また、休憩所やトイレの確保について質問したところ、一般法人である借受人の事務所内に設けるとの回答でした。このような農園利用方式による農業経営形態は名取市では初めてのことですが、借受人は、関東地方のほうで実績があるので、問題ないと判断しました。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいまの渡邊委員の説明を補足します。借受人の代理人の説明によれば、休憩所やトイレ、出荷調整の作業場は、借受人の事務所敷地内の宅地の部分に設けるとのことでした。ハウスの面積は他県での実績と比較しますと少ないように思われますが、現在の計画ではこの承諾を得られた農地で、まずは事業を進めるとのことです。懸念される障がい者の動線については、担任委員会の中でも質問がありました。先方の回答では、道路ないし通路の整備を行い、作業をする場所は農道下76号の西側に確保し、事故の防止や近隣農地の就農者へ迷惑にならないよう責任をもって安全を確保するよう配慮するということでした。

○ 14番（引地長一職務代理）

今回申請の農地は、遊休農地となっていた農地と聞きました。これからハウスを建て作物を育てていくこととなりますが、ハウスが建つ農地周辺の管理、除草等について、どのような指導をしたのか教えてください。

○ 10番（布田順一委員）

3班の担任委員として、補足説明します。担任委員会で実情を聴取した際、事務所には常勤社員2名のほか、障がい者へ栽培技術の指導を行う社員を15名雇用することを確認しています。農地周辺の管理作業は可能と思われますが、担任委員会では具体的な除草作業、消毒作業といったことについては、確認しませんでした。

○ 11番（松浦岩男委員）

担任委員の1人として、補足説明いたします。この度の申請地は、新しい形態での農園経営を行うため、第三者、周辺農地への影響、安全対策について十分質問しました。休憩所・トイレ・収穫した作物の選定・出荷の作業場等の場所は、既存の事務所敷地内に設置し、作業を行うとのことでした。ハウス周辺の除草等についてですが、申請地周辺は遊休農地が多く、除草の問題はこの度の申請地だけの問題ではないため、除草に関しての質問は控えました。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいまたくさんのご意見を頂戴したわけですが、障がい者が使う施設として、動線の確保等については、皆様のご指摘のとおり周辺の農家へ迷惑をかける可能性がないとは言えません。そのため、今回の許可にあたりましては、借受人へハウス・作業場の利用時の障がい者の動線を記載した図面の提出を追加で求め確認します。また、許可証交付時においては、総会において安全面を懸念する意見が多数出されたことを伝え、安全管理には十分に気を付けるよう指導したうえで、交付するよう対応したいと考えます。

○ 10番（布田順一委員）

担任委員の1人として、ここで提案させていただきます。ただ今事務局から条件を付けて許可証を交付するという案が出されました。担任委員会の中で、法的な問題はないことの確認はできたと思われませんが、ただいま皆様からご指摘いただいた周囲への影響への懸念等については、再度借受人を呼び確認し、次の総会で報告するか、又はここで承認あるいは不可を決めず再度調査するなりしては、いかがでしょうか。

○ 11番（松浦岩男委員）

この議案は、ここで決をとるのではなく、もう一度協議し、来月に持ち越しということにしてはどうかでしょうか。

○ 10番（布田順一委員）

皆が心配していることは、農地法の判断基準のうち、2項7号の地域調和要件についてです。ここを明確にしなければ議案は通りません。よって、次回の担任委員会では、この部分を重点的に詳しく話を聞き、また、借受人である法人については、開発部門の担当者だけではなく事業担当の責任者からも具体的な説明を聞きたいと思います。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいまのご提案を踏まえての提案です。先ほど松浦委員の方から、保留という意見が出ましたことを踏まえて提案します。

9月総会となりますと、本来は担任委員は次の班となりますが、この事案については、8月の担任委員の皆さまに継続して担当していただくべきであると思えます。今回の案件につきましては、今月は保留とした上で、引き続き農業委員は第3班、農地利用最適化推進委員は第4班により、再度聞き取りを行っていただくほうがスムーズに進むのではないかと思います。

○ 議長（大友正一会長）

事務局からの提案は、今月担当した担任委員が、日を決めてこの議案をもう一度練るということです。新しい担任委員会は、来月にあるのですが、振りだしに戻り長引く恐れがあるため、今回の担任委員が、この総会で出た意見を説明していただくことが一番よいでしょう。先方からは書類をきちんと提出してもらって論議してください。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

3班代表委員の佐伯です。ただいまの議案第2号2番、3番、4番、5番までを保留にして、今月の担任委員の方で再度聞き取りを行う件につきましては、異議はありませんが、この際ですので、皆様から担任委員会で聞いてほしい点がありましたら、お預かりします。

○ 13番（松浦朋子委員）

担任委員会資料16ページの営農計画書の「地域の農業における他の農業者との役割分担と計画」欄に記載されている内容が、参加するのは借受人法人の社員の方々なのか、雇用されている障がい者の方々なのか不明ですので、次回聞いていただきたいと思えます。

○ 議長（大友正一会長）

作業員は障がい者の方々に、大事なことは作業員の指導者で行うと思えます。障がい者を扱う中で、制約はできません。それは、うまく回していただければいいと思えます。

それでは、ここで決をとりたいと思えます。臨時担任委員会の開催日時については、事務局に一任します。佐伯委員からの提案も議案に加えて論議して下さい。

議案第2号について、2番、3番、4番、5番について、継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号2番、3番、4番、5番については、継続審議とすることを決定いたします。

○ 議長（大友正一会長）

その他の議案第2号1番と6番について、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、議案第2号1番、6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号1番、6番は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「非農地証明願出について」を議案といたします。それでは、佐伯美和代表委員より説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

議案第3号「非農地証明願出について」、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和4年8月31日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字西経塚17番1、地目は登記田・現況用悪水路、登記面積は119㎡外23筆です。合計24筆の内、地目登記田・現況用悪水路が20筆、地目登記畑・現況用悪水路が4筆、登記面積の総合計は3,694㎡です。願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。備考として、現地は旧八軒堀敷地内に位置し、昭和52年地籍調査事業にて、現況が水路敷であったため、現地確認不能と判断された土地です。このたび川内沢川河川改修（放水路）事業の換地にあたり、地目変更登記が必要になったことから、当該証明書の交付願いがあったものです。

位置図・公図は、総会資料14ページ、農地転用許可基準及び審査内容については、担任委員会資料21ページをご覧ください。申請地は、主要地方道塩釜亘理線の名取と岩沼の市境付近より北東へ約500mのところに位置します。8月25日の担任委員会で、現地調査を行い、現況が水路敷内であることを確認し、願出人の代理人から実情聴取したところ、昭和13年に内務省が買収し、旧八軒堀として整備した土地であることから、担任委員会資料21ページの農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり非農地証明を交付することは、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いいたします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第3号1番につきましては、8月25日に担任委員会の現地調査に同行し、実情を聴取しましたが、登記上は農地ですが現状は用悪水路であることから、非農地証明を交付することに問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明いただきました。この案件についてはご質問ございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することを決定いたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の15ページをご覧ください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年8月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年8月31日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件1,147㎡、更新1件14,755㎡、合計2件15,902㎡。

2 利用権を設定する土地

田17筆14,755㎡、畑1筆1,147㎡、合計18筆15,902㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。3年1件。

③ 借賃（10a当り）。30kg1件。

④ 所有権移転の売買総額。200,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和4年8月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書16ページから17ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地法第４条の規定による届出について」、報告事項（３）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（４）「非農地証明願出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松野事務局長）

〔９月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第１６回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後２時５５分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 札】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年8月31日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 5番 _____

署名委員 7番 _____